

半井本系統『平治物語』本文考

原水民樹

半井本系統に属する『平治物語』の伝本は、現時点では残欠本や取り合わせ本を含めて八本の存在が確認される。それは、

国立公文書館内閣文庫藏半井本（閣）

彰考館文庫藏半井本（彰）

広島大学附属中央図書館藏本（上巻のみの残欠本）（広）

長谷川端氏藏本（下巻のみの残欠本）（長）

静嘉堂文庫藏本（中巻のみの残欠本）（静）

彰考館文庫藏鎌倉康豊本（下巻のみの残欠本）（鎌）

実践女子大学山岸文庫藏本（三巻中、中巻のみ該当）（山）

学習院大学図書館藏天正二十年松尾監物奥書本（三巻中、下巻のみ該当）（監）

である（伝本名の下（一）内の文字は、小稿で用いる略号）。

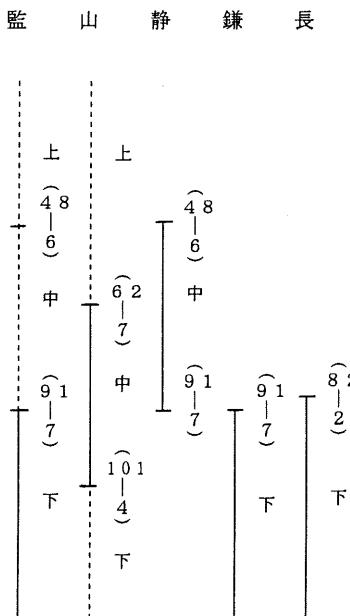
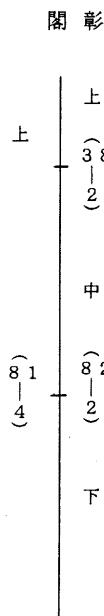
永積安明氏の諸本体⁽¹⁾においては、半井本系統として閣・彰の二本のみが掲げられていたが、その後の調査の進展により、現在は右の如く考えられている。この中、静・鎌の二本は、永積体系では金刀本系統に属せしめられているが、谷

口耕一氏の見解⁽²⁾に従い、小稿では半井本系統に組み入れた。

監は、その位置づけについて種々議論のある伝本だが、本誌掲載別稿「金刀本系統『平治物語』本文考」での検討結果に従い、下巻のみを半井本系統とした。長は長谷川氏が架蔵本⁽³⁾を紹介されたもので、山は日下力氏が紹介された伝本である。広は今回新たに付け加えた。長並びに山については原本未見であり、各々翻刻に依る。

なお、半井本系統と金刀本系統の関係については、半井本系統を金刀本系統の後流本と見る谷口氏の見解に従うものとする。

該系統に属する八伝本は、巻数・巻区分に異同がある。その異同を大まかに形で図示すると次のようになる。巻区分の位置を、坂詰力治・見野久幸氏編『半井本平治物語本文および語彙索引』（武藏野書院 平成九年）（閣を底本とし、彰を対校）の頁・行をもつて示した。例えば（3—2）は第三十



る記述中より、二十音節以上のものを掲出する（小稿にいう音節は、音韻論的音節（モーラ）の意である。なお、伝本間で字句に異同のある場合、いずれの伝本に依るか、また、漢字の読み方によつても計数にいくほどの誤差が生じるが、各項での引用本文で数えた。従つてここに得られた数値は一つの目安に過ぎない）。掲出に際しては、振り仮名は省略し、旧字体・異体字は、私意により通行字体に改め、参考として、上掲の坂詰力治・見野久幸氏編活字本における頁・行を示す。例えば、(1—1) は、該当本文が第一頁第一行にあるか、もしくはそこから始まることを示す（同書に相当本文が存在しない場合は、あるとすれば入るべき位置を推測して示す）。また、影印本が刊行されている彰・鎌（古典研究会叢書『平治物語』上巻 沢古書院 昭和四十九年）本文の引用に際しては、（影）としてその頁・行を示す。

(1) 文にも非す武にも非所能もなく芸もなし只朝恩にのみ
ほこれり祖父ハ年たけ齡傾ひて纔に從三位までこそ至
しか (1—3)

本文引用は広による。閣・彰には傍線部相当記述がな
い。当該部は文脈上必要な詞句であり、閣・彰における欠脱と判断される。

(2) 天竺震旦ノ事マテモ残所無アリノマヽニ答ヘケレハ
唐僧我國ヨリ渡レル物カ此国ヨリ渡テ学ヒタルカト問
ハ（六行分略）種々ノ引出物ヲシテ行去ヌ又信西我朝
ノ詞ニテ奏シケレハ君ヲ始進テ供奉ノ人々不思議ノ思
合がある。

一、伝本間ににおける記述の有無

初めに、半井本系統中、伝本間で有無の異同が見いだされ

ヲ被成ケリ（⁶_{2—6}）

本文引用は閣による。広には傍線部相当記述がないが、なければならぬものなので広における欠脱と判断される。

清盛が大鳥宮に獻詠した和歌が広には記載されていない。広における欠脱と判断される。（²_{3—2}）

常陸国ニハ閑ノ次郎時員上野国ニハ大胡大類太郎信濃
國ニハ片切ノ小八郎大夫景重（⁴_{4—7}）

本文引用は閣による。彰には傍線部相当記述がない。
彰における欠脱である。

拔丸をひん抜てしと打たれハ熊手のゑを手本より二
尺計おいでつんと切熊手を被切て八町次郎のけにたう
れて（⁹_{5—9}）

本文引用は広による。閣・彰には傍線部相当記述がない。恐らくは「熊手」の目移りに起因する欠脱と判断される。

軍する迄ハ思も寄すあはれ隙有ハ落ハやと落道をのミ
そ尋ける六波羅へ寄すして手勢五十余騎（²_{6—8}）
本文引用は広による。閣・彰では傍線部が「アハセテ
(アハシテ)」とある。この形でも意味は通じるが、金
刀本系統が広と同形であることよりみて、恐らく閣・
彰には省略を伴う改変があろう。

民部少輔基頼ハ陸奥國へ流レケリ尾張少将信時ハ越
後國ヘソ流レケル（⁹_{7—5}）

本文引用は閣による。広には傍線部相当記述がないが、欠脱あるいは省略と判断される。

左衛門佐重盛ハ伊与国を給て伊与守とぞ申ける三川
守頼盛ハ尾張国を給て尾張守とぞ申ける（⁹_{7—7}）

本文引用は広による。閣・彰・山には傍線部相当記述がない。恐らくは「盛ハ」の目移りに起因する欠脱と判断される。

一首かうその給ける道への草の若葉に駒とめて猶ふ
る郷そかへり見らるゝ閑の冷水を見給て恋しくハさて
も見よとて（⁰_{8—7}）

本文引用は広による。閣・彰・山には傍線部相当記述がない。欠脱である。

佐殿申御渡候佐殿ヤ御座ト呼奉レ共見給ネハ帰参テ御
渡候ハスト申ハ（⁶_{8—7}）

本文引用は閣による。山には傍線部相当記述がないが、恐らくは「御渡候」の目移りによる欠脱と判断される。

男力寝醒シテアレハ此上ニ落人ノアルヤラント云ハ
妻女ト覚テ女ノ声ニテ落人アラハ如何ニ（²_{9—1}）

本文引用は閣による。彰は傍線部が後人による行間書き入れである。恐らくは「落人」の目移りに起因する欠脱と判断される。

うきめ見せさせ給ふないつかたへもしのはせ給へと申
ける佐殿此よし聞給ひ今ハなにをかかくすへき（³_{9—1}）

本文引用は鎌による。長・山には傍線部相当記述がない。欠脱と判断される。傍線相当部、閣・彰は「ト云へハ」、監は「と申けれハ」とし、簡略ではあるが文脈に問題はない。

(13) 鎌田しはらくとそ申ける閑屋の内より兵一人出て申け
るハけにも左馬頭殿おちするにいかに無勢なりとも (96)

—4) (影²⁸—5)

本文引用は鎌による。閣・彰・山・長・監は傍線部「申ケレハ」とする。欠脱か省筆だろう。

(14) 此船ニ乗テ下ラントハヨモ思ハシ疾々通レトテ柴木ヲ
モ如本取入早下ト云ヘ共急モ下ス (6—5)

本文引用は閣による。鎌には傍線部相当記述がない。

欠脱か省略だろう。金刀本系統諸本は、東京大学国語研究室蔵本（略号一東）を除いて閣と同形。

(15) 扱鎌田ハいかゝ有へきそ鎌田ハ助たくハ候へ共定て助
かるましき仁にて候へハ鎌田をハ近く呼寄て酒を飲せ
て軍の様を問せ給へん程に (7—8)

本文引用は監による。閣・彰・長・山・鎌には傍線部相当記述がない。相当文は文脈上あつてもなくともよい。

(16)

安録山ハ楊貴妃ヲ失奉子息安芸主ヲ手ニ懸テ失ニ事
安芸主ハ子息ノ師子命力手ニ懸失ル (10—1)

本文引用は閣による。長・鎌には傍線部相当記述がない。欠脱か省略だろう。金刀本系統の学習院大学日本

語日本文学研究室蔵宝玲文庫旧藏本・内閣文庫蔵本並びに京図本系統の早稲田大学図書館蔵本は長・鎌と同形。

(17) 兔角誘奉り暇申テ走出或寺ニテ髪ヲ切法師ニ成テ諸國
七道修行シテ (10—2)

本文引用は閣による。鎌には傍線部相当記述がない。
欠脱である。

(18) しうちかまへに飯を結構してすへ悪源太の御まへにハ
ふさいの飯をすへたり其時しうちついたつて我まへな
る飯を悪源太の御前にさしをき御まへに候ふさいの飯

をとりてしうちくひけれハ (10—9) (影^{10—9}—7)

本文引用は鎌による。監には傍線部相当記述が、閣・彰・長には二重傍線部相当記述がない。いずれも「御まへ」、「御前」の目移りによる欠脱だろう。

(19) 惡源太平家ヲ伺トテ六波羅ニハ騒給後日聞ヘテ悪力ル
ヘシトテ六波羅へ参リテ (10—2)

本文引用は閣による。鎌には傍線部相当記述がない。

恐らくは「六波羅」の目移りに起因する欠脱と判断される。

(20) 惡源太平東近江ニ知タル人ヲ憑テ下暫休トテ下ラレケル
力家坂山ニ立入暫休ミ給程ニ (10—7)

本文引用は閣による。彰には傍線部相当記述がない。

恐らくは「暫休」の目移りに起因する欠脱と判断される。

以上、半井本系統八伝本のいずれか（複数の場合も含む）が欠く二十音節以上の記述を掲出し、それらの各々について若干の説明を加えた。ただし、伝本間で有無の異同がある場合でも、明らかに衍文とわかるものは探らなかつた。また、静は、半井本系統中、特に個性の強い伝本であるため、掲出に際し判断に苦しむ場合が少なくない。従つて、静については、二十音節を越える場合でも半井本系統中該本のみが欠く記述並びに該本のみが有する記述の一切を探らず、別途考察する。また、前述したように、半井本系統の伝本は、閣・彰の二本以外は残欠本或いは取り合わせ本であるため、比較できる部位が大きく限られる。残欠本並びに取り合わせ本で比較可能な項目は次の部位である。広(1)-(9)、長(10)-(29)、鎌・監(11)-(29)、静(5)-(10)、山(6)-(16)。なお、金刀本系統については、伝本間で異同のある場合のみ言及した。それら及び(2)(15)を除く項目については、金刀本系統の全ての伝本に傍線部相当記述が存在している。

二、内閣文庫蔵半井本・彰考館文庫蔵半井本・広島

まずは、比較的広範囲の比較が可能である閣・彰・広三伝本の本文性格と親疎関係の検討から始めたい。閣・彰は全巻存在する完本、広は恐らくは上・下二巻の中、上巻のみの残欠本である。上掲二十九項中、広の現存部相当について三本の各々が欠く記述項目を摘出すると、閣(1)-(5)、(6)-(8)、(9)、彰(1)-(4)

(5)-(6)、(8)-(9)、広(2)-(3)、(7)となり、閣と彰は、(4)を除く五項が共通している。一方、広の場合、三項すべてが固有の欠脱（或いは省略）である。この事実によつても、閣・彰・広三本の親疎関係は明白である。当該三本中、閣・彰が近しい関係にあることは、閣・彰が片仮名交じりであるのに対し、広が平仮名交じりであるという表記面から、また、閣・彰が上・中・下三巻本であるのに対し、広が恐らくは上・下二巻本であつただろうとの巻立て面から、ある程度予測されるが、本文面からもこのことが確かめられる。

閣・彰の近似を示す事例をさらに求めるなら、

行幸ハ六波羅ヘト承候御幸ハ六波羅ヘト承候御幸ハ何方ヘ候ソト被申ケレハ（3—6）

との記述中、傍線部は重複である。掲げたのは閣の本文だが、彰も同じ現象を呈している。また、

泰賴ヲ召・御寝所ヲ三度札シテ出ニケリ（中略）廿六
日曉事ナレハ折節御寝所ニ置セ給ヘハコワウヒヲシキニ
テ御マナヒヲ仕ル程ニ延サセ給ヌラント恐ケレハ月ヲホ
ロニテ御前モ御覽シ分ヌ（・は私に補入したもので原文
にはない）（8—9）

との記述には混亂が認められる。これは、本来・部にあるべき傍線部記述が何らかの理由によつて現在の位置に誤入したものである。掲げたのは閣の本文だが、彰も全く同じ混乱を伝えている。

この他にも、微細な詞句の段階において共通の誤りが数多

く見いだされる（彰では、それらの多くは後人恐らくは水戸史臣の手によつて是正されている）。

以上述べたことより、閣・彰両本の近似性が極めて高いことが知られる。彰はその奥書から、「森尚謙伝借」するところの「半井驥庵家藏本」を元禄四年に写したものと知れる。一方、閣には、題簽に「平治物語 半井氏家藏 上(～下)」（本文とは別筆）とあるが、彰の親本となつた「半井驥庵家藏本」そのものではない。そのことは、両本が互いに本文を補正し合う関係にあることから明らかである。⁽⁵⁾両本は、現存本をさほど溯らない時点で共通祖本にたどり着く関係であろうと推測される。彰には上掲の欠脱に加え、広が欠く下巻にも二十音節以上の固有欠脱が二箇所（(1)(2)）見いだされる。しかし、閣にはそれほどの規模の固有欠脱（或いは省略）はない。

この事実を重視するなら、閣の方が彰よりは純良な本文を伝えてゐるといえようか。

次いで、広について述べる。前掲のごとく、閣・彰に存在し、かつ広に存在しない二十音節以上の記述は三項見いだされる。（2)(3)(7)がそれにあたるが、これらは全て広固有の欠脱或いは省略である。三項と数は少ないものの、（2）の場合、唐僧と信西の問答の一部が、閣にして約八行分欠けている。この他にも、小さな脱字・誤字の類が少なからず見いだされるので、純良性の面で閣・彰より特に勝れているとはいがたい。しかし、上述の如く、表記法や巻区分並びに欠脱（省略）部位が閣・彰二本と一致していない事実から、広は、「半井驥

庵家藏本」とは異なる流れに立つ伝本の姿を伝えるものと推測される。その意味で、上巻のみの残欠本ではあるが、広は、閣・彰を溯源する半井本系統の姿を探る上で意義を持つ伝本と考えられる。

三、長谷川端氏藏本について

次に、長の本文について考える。長は、恐らくは上・下二巻の中の下巻のみの残欠本と見られ、本文は、上巻のみ現存する広の後を受ける。また、表記が平仮名交じりである点広と同じである。広の現存部（上巻）と長の現存部（下巻）を併せることにより二巻仕立て本の姿が復元できるということになろうか。

系統中、長が欠く二十音節以上の記述は、（1)(2)(3)(5)(6)(8)(22)と七項あるが、（15）を除くすべてにおいて、傍線部相当記述を持たない長の形は不注意による欠脱或いは意図的省筆に起因すると判断される。各項における他本との関連性を見ると、（12）は山と一致し、閣・彰・監に近い。（13）は閣・彰・山・監と一致、（15）は閣・彰・鎌・山と一致、（16）は鎌と一致、（18）は閣・彰と一致し、監に近い。（22）は閣・彰・監と一致している。ただし、冒頭の図から明らかなように、対校可能な部位は広ではなく、静はごく一部、山は中巻後半のみという制限があるが、傾向としては、長は、鎌よりは閣・彰の方により近い本文を有していると判断される。さらに、字句を子細に追う時、長・閣・彰三本中では、閣と彰がきわめて近い関係にあ

り、長はこれらとは少々離れる本文を伝えていることが分かる。全体的に顯著な固有本文が見られず、二十音節を越える規模の固有欠脱もないことよりして、丁寧な書写がなされた伝本と見てよいだろう。

四、彰考館文庫蔵鎌倉康豊本について

永積説では、鎌は金刀本系統に属せしめられている。確かに、語彙単位から詞句単位に亘り、金刀本系統本文との符合箇所が相当数見いだされることは否定しがたいものの、やはり谷口氏の指摘の如く、総体としては半井本系統に属すると判断される。

まずは、半井本系統中、鎌が欠く二十音節以上の記述を掲げると、(14)(15)(16)(17)(19)(21)(23)(24)(25)(26)(27)(28)の十二項である。その中、閣・彰・長・山と共通する(15)、長と共通する(16)を除く十項が鎌に固有である。そして、その各々については当該項で略説したように、傍線部相当記述を持たない鎌の形は、不注意による欠脱もしくは省筆により生じたものと考えられる。このことより、鎌は、不注意に起因する固有の欠脱や省筆を比較的多く有する伝本と捉えられる。

該本が総体としては半井本系統に属する伝本でありながら、その一方、語彙単位から詞句単位に亘つて金刀本系統との符合が相当数見いだされることは前に述べた。(12)(13)(18)(22)(29)の各項目において、傍線部相当記述を有するのが半井本系統中では鎌のみであり、かつ、鎌の形が金刀本系統の全本若しくは大

多数の伝本と一致している事実からも、金刀本系統との類似性は確認される。

如上、総体としては半井本系統に属するが、金刀本系統との合致も少なからず見いだされる鎌を諸本体系中にどう位置づけるかが問われる。この点については、該本を、金刀本系統から半井本系統に移行する形態を伝えた過渡本と見るか、或いは、半井本系統本文を基盤としながら所々に金刀本系統本文を取りこんだ混合本と見るか、二様の可能性が考えられる。そして、このいずれが蓋然性が高いかと言えば、半井本系統中、鎌のみに見られる固有記述(12)(13)(18)(22)(29)の各々において鎌の形が妥当であり、かつ、それが金刀本系統の全本もしくは大多数の伝本と一致するという事実を、半井本系統が金刀本系統から生み出されたとする谷口説に突き合わせるなら、該本を、金刀本系統から半井本系統の閣・彰・長へと移行する過渡性を伝えた伝本と見るのが穩当ではあるまいか。なお、金刀本系統を含む全系統を通じて見た場合、該本にはとりたてての固有記述は見あたらない。目を留める程の固有記述がないという事実は、金刀本系統から半井本系統の閣・彰・長の如き形の伝本に至る道筋を推測するに際し、鎌が有効な伝本であることを意味している。ただ、先述したように、該本には不注意に因ると思われる比較的規模の大きい欠脱（或いは省略）が相当数見られる点が惜しまれる。

五、実践女子大学山岸文庫蔵本について

山については、上巻が独自本文、中巻が半井本系統、下巻が京岡本系統の本文を持つ、取り合わせ本であることが、日下氏により確認されている。⁽⁶⁾ 日下氏の指摘の如く、山の上巻には独自性が認められるが、他系統との対比を探れば、半井本系統に最も近い本文を持つ。金刀本系統に比した場合の半井本系統の最大の特徴は、信西の才学に係わる記述を大きく欠く点にあるが、山（上巻）には当該記事が存在しているので、該本が半井本系統と緊密な関係にないことは明らかである。しかし、詞句の次元では金刀本系統よりは半井本系統に近い箇所がより多く見いだされ、しかもこの現象は後になるに従い、より顕著となる。このことよりすれば、上巻をも半井本系統との関係で捉えるべきかとも思うが、なお、明確さを欠くため、小稿では日下氏の説に従い、中巻のみを半井本系統として考察の対象とする。ただし、その巻区分のあり方は独自であり、山の中巻部は閣・彰の中巻後半から下巻前部に相当している。

系統中、山が全く二十音節以上の記述をあげると、(8)(9)(10)(12)(13)(15)の六項が掲出できる。系統内の他本との関連性を見ると、(8)(9)が閣・彰と共通、(10)が山固有、(12)が長と共通、(13)が閣・彰・長・監と共通、(15)が閣・彰・長・謙と共に通である。

この場合もまた、閣・彰を除く他伝本とは部分的な対校しかできないので、共通欠脱（省略）数を計数しても余り意味はない。ただ、静ではなく、閣・彰・廣・長に近い本文を伝えているとはいえそうだ。

以下、山これら四伝本との類似性を見る。(7)に見るようには、広は「尾張少将信時ハ越後国ヘソ流レケル」（本文引用は閑による）との一文を欠くが、山は該当文を有する点で閣・彰・静と一致している。しかし、一方では、(6)に見るよう、広に「軍する迄ハ思も寄すあはれ隙有ハ落ハやと落道をのみそ尋ける六波羅ヘハ寄すして手勢五十余騎」とある傍線部が閣・彰には「アハセテ（アハシテ）」とあり、この場合、山は広・静に一致している。また、(16)の「安録山ハ楊貴妃ヲ失奉子息安芸主ヲ手ニ懸テ失ニ事安芸主ハ子息ノ師子命力手ニ懸失ル」（本文引用は閑による）の部分は、閣・彰・監と一致し、謙・長と異なっている。このように、山は、閣・彰及び広のそれぞれと符合箇所を有しており、このことよりこれら三伝本とはほぼ等間隔に位置するように思われる。ただ、微細な字句に着目した場合、閣・彰に近い部分が多いようなので、いずれかと言えば、やや閣・彰よりの本文を持つかと思われる。誤字・脱字等本文の詳細については、注（4）に掲げた翻刻の頭注に詳しく記されているので参照された。

六、静嘉堂文庫蔵本について

静は、永積氏の諸本体系では金刀本系統に属せしめられているが、谷口説では半井本系統の一伝本として扱われている。該本は中巻のみの残欠本だが、後半部は固有性が極めて濃い。従つて、これを既存の系統中に収めるか否かの議論もあり得るかと思うが、基本的には半井本の本文を基盤としている

と判断されるので、小稿では谷口氏の見解に従い、ひとまず、半井本系統に属する一本と考えておく。ただし、永積説も一蹴されるべきではない。というのも、該本には、金刀本系統の本文と符合或いは類似を見せる部位が鎌の場合以上に多く見いだされるからである。以下、静本文がひとり半井本系統から離れ金刀本系統のそれと符合或いは近似する事例を掲げる。

草の陰にてもいかに憤りふかるらんしかいのうへに
鬱憤をやすめんためにこそとて人申ける（8—1）

右は静の本文である。閣・彰・広・山には傍線部相当記述がない。ある方が文章として適切なので、閣など

の形は欠脱を生じたものと判断される。金刀本系統は

静と同形である。

② 長刀もちて走出兵衛佐を見付奉りて御馬の口に取つき
て申けるハ（8—9）

静の本文を示したが、閣・彰・長・山には傍線部相当記述がない。閣などの形は欠脱或いは省略と判断される。金刀本系統は静と同形。

③ 鎌田佐殿と申いかにいままで見えざりつるそと仰られ
ければ馬ねぶりを仕り打をくれまいらせ候

同じく静の本文であるが、半井本系統の他本は相当部

を

鎌田佐殿ニテ御渡候ト申ハ尾籠ニテ候ヘ共馬睡ヲシ
テ打追レ進候ヌ（8—1）（本文引用は閣による）

と記し、やや説明不足の感がある。これは、恐らくは、

金刀本系統に見られる

佐殿にて御わたり候と申せハ頭殿いかに今迄みえ
さりつるそと宣へは尾籠にて候へとも馬ねぶりを仕
てうちをくれまいらせ候ぬ

（本文引用は蓬左文庫蔵本による）

の如き形の傍線部相当記述を、「ハ」「は」の目移りにより欠落させた故と思われる。対して、静の場合、字句に小異が見られ、また「尾籠ニテ候へ共」に相当する字句を欠くものの、半井本系統の他本が欠落させたと思われる傍線部相当記述を金刀本系統と同じく有している。

④

朝長龍下にての疵おもく成て返參給ふ頭殿たそとの給
へは朝長にて候龍下にてきすをかうふりて候しか伊吹
の雪のしおのかたふて罷帰り候と申されければあつは
れ不覚なる者かな

半井本系統の他本は相当部を

朝長落ラレケレ共龍毛ニテノ疵井吹ノスソ野ノ雪
ハ凌タリ疵イト、ヲモリテ大事ナリ然ハ帰參リ候ト
申サレケレハ哀不覺ナル者哉（8—6）

（本文引用は閣による）
と記し、文脈にやや飛躍が認められる。これは、恐らく
は、金刀本系統に見られる

朝長そなたへと心さしおちられけれども龍下にて

の疵井吹すそのゝ雪はしのかれたりきすいとゝおもりて大事なりしかハ帰り参り給ふたそと宣へは朝長にて候なと下ぬそとの給へハ龍下にて疵を蒙て候しうへ井吹の雪ハしのき候ぬ疵いとゝおもりて下へしとも覚え候ハす中々と存て帰り参りて候と申されれハあハれ不覚なる物かな

(本文引用は蓬左文庫蔵本による)

の如き形の傍線部相当記述を、「帰り参り(て)」の目移りにより欠落させた形と推測される。対して、静の形は、總じて簡略で固有記述も見いだされるものの、他の半井本系統諸本が欠落させている傍線部相当記述に類似する本文を金刀本系統と同じく有している。

右掲の事例から明らかなように、静が金刀本系統と同じもしくは近似する記述を所々に有している事実が確認できる。このことより、静は、半井本系統本文を基盤としながらも、一方で金刀本系統とも係わりを持つ伝本と認識される。永積説を一概に否定できない所以である。

上記の如き現象を呈する静を、諸本体系中のいかなる位置に据えるべきか、前述の鎌と同じ問題が生じるが、この場合も金刀本系統本文と近似する事例のすべてにおいて、静の本文が他の半井本系統諸本のそれよりも整合性が高い事実よりして、静を、金刀本系統から半井本系統の闇・彰などに移行する過渡的性格を持つ伝本と見るべきではないか。

静を半井本系統に属させるべきとする谷口氏の見解には概

ね贊意を表するものだが、半井本との近似性が確認されるのはほぼ前半部についてであり、後半、特に季札・徐君故事あたりを境として、より固有性の濃い本文に変貌してゆく。該本の本文にかなり濃い固有性が見られることは、これまでに掲げた事例によつてもある程度窺えるが、より明白な事例を左に掲げる。

①

季札大將軍にてかの國へ進發しければ徐君かもとへよりていとまこひつゝ出んとしけるに徐君申ける八年來こひ申つる劍この太刀にかへてたへと申ければいさとよ宣旨たびゑひすせめに他国へむかふなりもし帰る事あらはそのときあたふへして打出ぬ三年と申せは夷をほろほしてかへりけるとき徐君かもとへ打寄ていかにとむかひけれハ女なくく立出むなしくなりてはや三年になりぬとこたふ季札あまりにあへれにおほえてかのはかはいつくそと問ければあれそとをしへけり打より見れば塚に松そおひたりける存生のときもとめしけんなればかやうになればとて争約束をへんすべきなれば塚の松のえたにかのけんをかけてそとをりける

当該部、半井本系統の他本は、

季札ヲ責ニ遣ス徐君力許ヘ打寄テ暇ヲ乞ケレハ同シ如ナル太刀ヲ取出アノ劍ニ替テタヘト云ハ宣旨ニ隨イ夷ヲ責ニ他國へ向也帰時トラスヘシトテ打出ヌ三ヶ年ニ夷ヲ亡帰ケル時徐君力本ニ打寄イツクヘソト問ケレハ女位立出空ク成三年ニ成ヌト答フ墓ハイ

ツクソト云ケレハアレソト教ケリ打寄リ見レハ墓ニ
ハ松ノ生タリケル存生ノ時節シ劍ナレハ草ノ影ニテ
モウレ敷思フヘシトテ松ノ枝ニ劍ヲ懸テソ通ケル（6—3）

（本文引用は閣による）

とし、静とは校合が困難な程の異同がある。特に傍線を付した部分については相当記述が他方にみいだせない。

金刀本系統諸本は静以外とほぼ同文。

源氏の勢ハ今朝よりかなたこなたにてせめたゝかひけれハつかれむしやなり平家の勢ハあら手なり悪源太かなハしとや思へれん少馬のいきをやすめんとて門の外へ引りそき川より西へそ引れる

当該部、半井本系統の他本は、

悪源太ノ勢ハ今朝ノ疲武者也平家ノ勢ハ今荒手也
悪源太ノ勢少弱ク見ケレハ更ハ馬ノ気ヲツカセヨト
テ門ヨリ外へ引退キ龜テ河ヨリ西へ引レケリ（6—1）

（本文引用は閣による）

とし、系統中、静のみ異なる。金刀本系統諸本は静以外とほぼ同文である（ただし、東・屋は一部に欠脱（或いは省略）を持つ）。

やかて主上へ御書まいらせ給ひて信頼をはたすけをかせ給ふへうもや候らんと一二度申させ給へとも御返事なかりければ上皇ちからおよはせ給ハす

当該部、半井本系統の他本は、

龜信頼ヲハ扶置セ給ヘウヤ候覽ト主上へ御書進セ給

共御返事モ被渡セ給ス又丸ヲ憑テ参タル物ニテ候扶サセ給ヘト御書アリ然共御返事モ申サセ給ネハ上皇力及セ給ス（7—2）

（本文引用は閣による）

とする。静を他本と比較すれば、静には簡略化を伴う改変が施されていることが知られる。金刀本系統諸本は静以外とほぼ同文（ただし、東は大異、屋は貼り紙にて補筆）。

④ 馬ともミなつかれはたらかされは乗す(エ)でさしもの

物くともをもぬきすてつゝおち給ふこそ哀なれ去程に又兵衛佐殿行をくれ給ひ(エ)頭殿尋よとの給へは鎌田たちかへり尋申けれともさらに見え給ハねハかへり參り御わたり候ハすと申けれハ頭殿賴朝をは身をはなさしとおもひつるにかやうにはなるゝ上ハ義朝いきてもなにかせん自害せんとし給へば

当該部、半井本系統の他本は、

馬ニテモ可延共覺ネハ秘藏ノ馬共捨給ヘリ雪次第

二深ク成物具シテモ叶ネハ左馬頭殿ノ立無惡源太ノ八龍大夫進ノ澤鷹兵衛佐ノ産衣ヲ始トシテ秘藏ノ鎧共雪ノ中ニソ脱捨ケル頭殿ニ兵衛佐殿又打追給フ人々ハ待マウケテ誰力候ハヌソト宣ハ鎌田兵衛又佐殿コソ御渡候ハネト申ハ其尋ヨト宣ハ鎌田立帰佐殿申御渡候佐殿ヤ御座ト呼奉レ共見給ネハ帰参テ御渡候ハスト申ハ頭殿イツクマテモ賴朝ヲハ身ヲ離シトコソ思ツル二カシコニテモコヽニテモ賴朝ニ別ヌルコソ悲ケレ敵ニ

捕レテ斬ル、カ雪ノ中ニテ空ク成力生ル事ハヨモアラシ義朝生テモ何カセン自害シテ同道ニ行ントテ已ニ自害セント云給ヘハ（6—4）

（本文引用は閣による）

とする。両者を比較すると、静の場合、特に傍線を付した（a）（b）（c）において文章の刈り込みが見られ、また全体的に改変を施していることが知られる。金刀

本系統は、静以外の諸本とほぼ同文（ただし、東・屋

・書は一部に欠脱（或いは省略）を持つ）。

延寿遊君とも参り取つきまいらせいかにうきめをは

見せ給ふそと申けれハ誠にきらんにはあらすいさめんためなりとて太刀をさしをき給へは

当該部、半井本系統の他本は、

延寿ヲ始テ遊君共参ケルニ延寿ハ先ニ参タリ此由ヲ見奉テ如何ニ憂目ヲハ見サセ給ソトテ頭殿ニ取付奉ハ実ニサルヘキニハ非ス余ニ心ノ不覺ナル間諫為ナリトテ太刀ヲサシ置給ヘハ（9—6）

（本文引用は閣による）

とする。両者を比較すると、静は、やはり文章を刈り込みつつ（静には傍線部相当記述がない）、本文改変を施していることが知られる。金刀本系統は、静以外とほぼ同文（ただし、東・屋・天理図書館藏南天莊・月明莊旧藏本・静嘉堂文庫藏松井簡治旧藏本・同藏玄圃齋旧藏本は一部に欠脱（或いは省略）を持つ）。

如上の事実より、静は、總体としては半井本系統と認識されるものの、金刀本系統との符合箇所をも少なからず有し、かつ後半になるに従い文章の刈り込みを伴う本文改変の様相を濃厚に見せる伝本と認識される。このことより、金刀本系統から、半井本系統の閣・彰・広の如き姿に移行する過程の本文を基盤として、それに抄出を伴う大胆な改変を加えた伝本として該本を位置づけることが可能ではないかと思う。

七、学習院大学図書館蔵天正二十年松尾監物奥書本

について

監に関しては、その位置づけについて先学の見解が相違している。ただ、本誌掲載別稿「金刀本系統『平治物語』本文考」で述べるように、稿者としては、該本を、上・中巻が金刀本系統蓬左本系列、下巻が半井本系統の本文を持つ取り合われ本と見るべきではないかと考えている。下巻を半井本系統に組み込むか、半井本に近い本文を持つ別系統とみなすかも議論のあるところである。確かに、監下巻には、少なくない固有字句が見いだされるが、二十音節を越えるものは一箇所（前掲の（15））のみで、他是それに満たない規模である。この事より、該本（下巻）を半井本系統中に収めて大過ないと判断した。

以下、監下巻の本文性格について述べる。結論を先に記すならば、それは、鎌よりは閣・彰・長により近い位置にあるといえそうだ。理由は簡単である。即ち、鎌が、他の半井本

系統諸本と異なり金刀本系統と合致している。⁽¹²⁾⁽¹³⁾⁽¹⁸⁾⁽²²⁾⁽²⁹⁾ 五項のすべてにおいて、監は鎌以外と一致或いは近似している事実並びに鎌に見られる比較的規模の大きい欠脱（或いは省略）⁽¹⁴⁾⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾⁽¹⁹⁾⁽²¹⁾⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾ 一項について監と一致するものがない（⁽¹⁵⁾は、閣・彰・長も鎌と共に欠く）事実よりして、監が、鎌ではなく閣・彰・長に近い本文を有することが納得される。

要するに、監の下巻は、半井本系統の閣・彰に近い形の伝本に小規模な増補・改変を施した伝本と認識すべきもので、金刀本系統から半井本系統に至る過渡本と見るべきではないと思う。

まとめ

残欠本・取り合わせ本をも含めて半井本系統の本文を持つと判断される八伝本について、各々の本文性格・相互関係等について考察した。結果として、広が閣・彰とは近似つつも「半井驢庵家藏本」とは異なる流れに立つ伝本の姿を伝えているだろうこと、長は本文一面で広の後を受けるものであり、閣・彰とはやや離れていること、山がやや閣・彰よりの本文を伝えていること、鎌は金刀本系統から半井本系統の閣・彰の如き形に至る過渡形態を伝えているのではないかということなど、静も鎌と同様な位置にあると思われるが、改変色が濃いこと、監には、過渡的性格ではなく、半井本系統の後期的性格が見られるのではないかということなどを一応の結論として

得た。

〔注〕

（1）『中世文学の成立』（岩波書店 昭和三十八年）。以下に引く同氏の論は当該著書による。

（2）『平治物語』諸本・本文研究の課題——諸本の分類と相互関係の整理に向けて——（軍記文学研究叢書『平治物語の成立』汲古書院 平成十年）。以下に引く同氏の論は当該論文による。

（3）早稻田大学蔵資料影印叢書『軍記物語集』平治物語解題（早稻田大学出版部 平成二年）。

（4）長谷川氏『平治物語（下）』略解題・翻刻（『中京大学文学部紀要』第三十二卷 文学部国文学科創設三十周年記念特集号 平成九年三月）、日下氏他「山岸文庫蔵『平治物語』解題・翻刻」（実践女子大学文芸資料研究所別冊年報』VI 平成十四年三月）。

（5）閣が、彰の親本そのものではない明徴を一、二示す。

① 彰に「逆臣亡事無疑」（影⁹8—4）とある箇所、閣には「逆臣亡事 無」と、「事」と「無」の間に一字分の空白がある。これは、恐らくは、閣の親本（或いは更に溯る段階）において、虫損に類するような不都合が生じており、本文が正確に読み取れない状態であったことを窺わせる。が、彰

には適正な形が記されている。

② 閣に「頼政力郎等」とある「郎等」が、彰には「^本マ^ヤ放^ス等」(影¹—⁷)とある。この事実は、彰の親本である「半井驥庵家藏本」の段階で、「郎等」を「放等」とする誤りが既に生じていたことを示しており、「郎等」と正しく記載する閣が彰の親本でないことは明らかである。

なお、閣の外題に「半井氏家藏」と記されている所以を考えるに、該本に付きされた冊子『保元平治物語附錄 半井氏家藏 全』中に、寛延四辛未年仲春の年記のもと、「今現存ノ本再ヒ参考ト校合スル處ニ水戸候参考ニ與ル処ノ半井本ト称スル者則此書也板本トハ間異アリ珍書タリ」と見える。この記事より、寛延四年(一七五二)に、ある人物が、該本を『参考平治物語』と「校合スル」ことにより、これを半井本系統の一本と判定し、それに基づいて、閣の外題に「半井氏家藏」の語を記したものと推測される。

(6) 注(3)の解題。